



平成28年5月20日

各 位

東京都港区港南二丁目16番1号
大東建託株式会社
代表取締役社長 熊切 直美
(東証・名証第1部 コード番号1878)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月28日開催予定の第42期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

2015年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が施行されたことにより、会社法第427条に定められた責任限定契約を締結できる取締役の範囲が変更され、社外取締役に加え、新たに社外取締役以外の業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。

これに伴い、当該取締役につきましても期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款第27条第2項(取締役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。	(取締役の責任免除) 第27条 (現行通り) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

以上

この件に関するお問い合わせ先
大東建託(株)経営企画室
福田、高橋
03(6718)9068